

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉国保課)

ページ
一

規則

号外(三) 平成二十五年十二月二十四日

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「開始」を削り、同条第一項中「保護開始(変更)決定通知書」を「保護決定(変更)通知書」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(医療機関等の指定申請書等)

第十六条の二 省令第十条第一項の申請書は、生活保護法指定医療機関(助産師・施術者)指定申請書(別記第三十四号の二様式)によるものとする。

2 省令第十四条第二項の届書は、同項第一号の場合にあつては生活保護法指定医療機関(助産師・施術者)名称等変更届書(別記第三十四号の三様式)によるものとし、

同項第二号の場合にあつては生活保護法指定医療機関(助産師・施術者)廃止等届書(別記第三十四号の四様式)又は生活保護法指定医療機関(助産師・施術者)再開届書(別記第三十四号の五様式)によるものとする。

3 省令第十四条第三項の届書は、生活保護法指定医療機関(助産師・施術者)処分届書(別記第三十四号の六様式)によるものとする。

4 省令第十五条の届書は、生活保護法指定医療機関(助産師・施術者)指定辞退届書

(別記第三十四号の七様式)によるものとする。

5 前各項の申請書又は届書は、指定医療機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者の所在地又は住所地を所管する振興局等の長又は市長を経由して知事に提出することができる。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第2条関係)

面 接 記 録 票

別記第三号様式を次のように改める。

面接場所等
事務所・居宅・電話・病院・その他

面接日時	年 月 日		面接員 1			
受付番号			面接員 2			
要保護者	住所					
	氏名		電話番号			
来訪者	住所					
	氏名		電話番号			
	関係					
世帯構成	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	備考
	1					
	2					
保護歴	有・無 前回廃止時からの期間： (前回廃止年月：)					
急迫状態の判断	預貯金・現金等の保有状況					
	ライフラインの停止・滞納状況					
	国民健康保険等の滞納状況					
相談理由						
面接内容						
他法	年金	国民年金・厚生年金・共済組合・その他				
	手当	児童手当・児扶手当・傷病手当金・労災手当金・雇用保険金・その他				
	医療保険	国保・後期高齢・社会保険・その他				
		介護保険・その他				
住居	自家・借家・借間・同居・借地・他			家賃・間代・地代		円
資産	不動産	不動産担保	車	保険	その他	
負債	福祉貸付金	借入金	住宅ローン	車ローン	その他負債	
扶養義務者	氏名	住所			電話番号	
制度の説明	実施 (保護のしおり等：配布・未配布) ・未実施					
面接の結果	申請書受理・相談のみ (収入多・他法・後日再相談) ・医療機関へ連絡・その他					
	交付書類	保護申請書・同意書・資産申告書・収入申告書・扶養義務者申立書 検診命令書・給与明細書・家賃証明書・その他				
申請意思	有 ・ 無					
面接員の所見	緊急処理の必要性 有 無					

別記第八号様式を次のように改める。

第8号様式 (第2条関係)

保護申請書受理簿

摘 要	施行年月日	決 裁 年 月 日	伺 1 年 月 日	状 況				申 請 者 氏 名	新 規 変 更 の 別	担 当 員 受 理 年 月 日	及 び 受 領 印	指 導 員 受 理 年 月 日	及 び 受 領 印	文 書 収 受 番 号	文 書 収 受 年 月 日
				其 他	却 下	変 更	開 始								

別記第十八号様式から別記第十八号の三様式までを次のように改める。

第18号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局等の長

保護決定 (変更) 通知書

生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合 計	本人支払額
月分支給・追給額						
月分支給・追給額						
月分以降 支給額						

一時扶助の内訳 (再掲)

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

別途送金額

施設事務費

介護扶助自己負担月額 円 (事業者名)

円 (事業者名)

円 (事業者名)

医療扶助自己負担月額 円

2 扶助金支給日

定例支給日は毎月 日 (休日のときはその前日)、追給支給がある場合の支給日は毎週 曜日で
す。

3 保護の の日

4 保護を した理由

5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第18号の2様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様
振興局等の長

保護申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請後14日を経過した理由

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
決定、決定の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第18号の3様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様
振興局等の長

保護廃止（停止）決定通知書

年 月 日に 第 号により、決定通知した生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。

- 1 した保護の種類 生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他
- 2 停止する期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 廃止・停止の理由

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
決定、決定の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第二十号様式(第6条関係)

第20号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

振興局長

生活保護法第29条の規定による調査について(依頼)

現在、次のものは生活保護法による保護 ですが、適正な保護の決定及び実施のため、 に関して調査する必要があります。ついては、次の事項について回答くださるようお願いいたします。
なお、(このことに関しては本世帯より同意を得ており、また、) 入手した資料は、
機密資料として取り扱われることとなりますので、念のため申し添えます。

回答期限年月日 年 月 日

調査対象者 住 所
前 住 所
前々住所

氏 名 カナ 性別 生年月日

調査事項

(参考)

生活保護法第29条

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

「生活保護法は、対象者の生活困窮程度に応じて必要な保護立助長を目的としています。」

しかし、この保護に当たっては、民法に定める扶養義務者のけることが前提となっています。

あなたは、次の方に対して民法上の扶養義務を有すると認届に記入の上回答してください。

を行う一方、その世帯の自

扶養（援助）を優先的に受けるものとされています。

められますので、別紙扶養について、別紙扶養届書によりご回答ください。

扶養は生活保護に優先して行われ

あなたからの程度扶養できるか

です。

「生活保護法では民法に定められた扶養義務者によるものとしてあります。つきましては、保護の決定上必要がありますので、

別紙扶養届書によりご回答ください。

第34号の2様式 (第16条の2関係)

生活保護法指定 医療機関
助産師
施術者 指定申請書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第49条(生活保護法第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

(ふりがな) 名 称			
所 在 地	(〒)		
連 絡 先	電話番号 ()		
管 理 者 氏 名		医療機関等 コ ー ド	
診 療 科 目 (業務の種類)			
勤務する医師、歯科医師又は 薬剤師等	担当科名等	氏 名	医籍登録番号等
健康保険法による 指 定 期 間	有・無	年 月 日から 年 月 日	
介護保険法による指定(訪問 看護又は介護予防訪問看護)	—	年 月 日指定	

年 月 日
岐阜県知事 様

住 所
申請 (開設) 者
氏 名

㊟

注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類を提出する場合には、貴機関の医師、歯科医師、薬剤師、助産師又は施術者の免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関等が指定された場合には、岐阜県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が申請する場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が申請する場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が申請する場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください(「勤務する医師、歯科医師又は薬剤師等」には、本人についてのみ「氏名」及び「医籍登録番号等」を記載してください。)

医師、歯科医師又は助産所若しくは施術所を開設していない助産師若しくは施術者が申請する場合には、

本人について「勤務する医師、歯科医師又は薬剤師等」のみを記載してください（助産師又は施術者にあつては、「担当科名等」に「助産」、「あん摩」等と記載すること。）。

- 2 印のところは、不要のものを で消してください。
- 3 「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 4 「管理者氏名」は、医療法等により届出等を行つた管理者の氏名を記載してください。
- 5 「医療機関等コード」は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。申請中の場合は、右枠外に「申請中」と記載してください。
- 6 「診療科名」は、医療法第70条第1項に掲げられたものとし、複数ある場合は同項の記載の順序に従ってください。また、「業務の種類」は、「指定訪問看護」「指定居宅サービス（訪問看護）」、「薬局」、「あん摩」等と記載してください。
- 7 勤務する医師等の記載は、診療科名記載の順序により、欄が不足するときは、別紙に記載して、この申請書を添付してください。
- 8 「医籍登録番号等」は、医師にあつては医籍登録番号、歯科医師にあつては歯科医籍登録番号、薬剤師にあつては薬剤師名簿登録番号、助産師にあつては助産師名簿登録番号、あん摩マッサージ指圧師にあつてはあん摩マッサージ指圧師名簿登録番号、柔道整復師にあつては柔道整復師名簿登録番号を記載してください。
- 9 「健康保険法による指定期間」は、有無いずれかを で囲み、指定期間を記載してください。
- 10 申請（開設）者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し代表者印を押印してください。

第34号の3様式 (第16条の2関係)

生活保護法指定

医療機関
助産師
施術者

 名称等変更届書

次のとおり変更しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第50条の2（生活保護法第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指定医療機関等	番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所 在 地 (住 所)	
変更事項	名 称	旧 新
	所 在 地	旧 新
	そ の 他	旧 新
変 更 年 月 日		年 月 日
委託患者等の措置状況		

年 月 日
岐阜県知事 様

住 所
届出者
氏 名



注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の名称（氏名）又は所在地（住所）に変更があつたとき、所要事項を記載して提出してください。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 印のところは、不要のものを で消してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「委託患者等の措置状況」は、既に行つた措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

第34号の4様式 (第16条の2関係)

生活保護法指定

医療機関
助産師
施術者

 廃止等届書

次のとおり (廃止・休止) しましたので、生活保護法 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。) 第50条の2 (第55条において準用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

指定医療機関等	番 号	
	名 称	
	所 在 地	
廃止・休止年月日		年 月 日
廃止・休止の理由		
委託患者等の措置状況		
再開の見通し (休止の場合)		

年 月 日
岐阜県知事 様

住 所
届出者
氏 名 ㊟

注意事項

- この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- この書類は、医療機関等が休止され、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
- 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

記載要領

- 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 印のところは、不要なものを で消してください。
- 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 「委託患者等の措置状況」は、既に行つた措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

第34号の5様式 (第16条の2関係)

生活保護法指定 医療機関
助産師
施術者 再開届書

次のとおり再開しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第50条の2（生活保護法第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指定医療機関等	番 号	
	名 称	
	所 在 地	
休 止 年 月 日		年 月 日
再 開 年 月 日		年 月 日
再 開 の 理 由		

年 月 日
岐阜県知事 様

住 所
届出者
氏 名



注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の再開後速やかに提出してください。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 印のところは、不要なものを で消してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「休止年月日」は休止届書に記載した休止年月日を、「再開年月日」は再開した年月日をそれぞれ記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

第34号の6様式 (第16条の2関係)

生活保護法指定 医療機関
助産師 処分届書
施 術 者

次のとおり生活保護法施行規則（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第14条第3項の規定により届け出ます。

指定医療機関等	番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所 在 地 (住 所)	
処分の種類及びその年月日		

年 月 日
岐阜県知事 様

住 所
届出者
氏 名 ㊟

注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類は、次の場合に速やかに提出してください。
 病院、診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局が処分を受けた場合
 医師、歯科医師、助産師又は施術者が処分を受けた場合
 助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所が処分を受けた場合

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 印のところは、不要なものを で消してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第14条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記入してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

第34号の7様式 (第16条の2関係)

生活保護法指定 医療機関
助産師
施術者 指定辞退届書

次のとおり生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）による指定を辞退したいので、生活保護法第51条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指定医療機関等	番 号	
	名 称	
	所 在 地	
辞 退 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

年 月 日
岐阜県知事 様

住 所
届出者
氏 名



注意事項

- 1 この書類は、岐阜県知事宛に直接提出するか又は所在地若しくは住所地を管轄する振興局等の長若しくは市長を経由して提出してください。
- 2 この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。医師若しくは歯科医師又は助産所若しくは施術所を開設していない助産師若しくは施術者が届け出る場合には、「番号」「辞退年月日」及び「委託患者の状況」を記載してください。
- 2 印のところは、不要なものを で消してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によつて通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「委託患者等の措置状況」は、既に行つた措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社